

令和5年6月定例会

総務常任委員会説明資料

知事 事務 画 委 事 査 会
総務 振納 員 委 員 事 務 務 務
企 業 納 員 員 員 員 員 員
出 入 納 員 員 員 員 員 員
人 員 員 員 員 員 員
監 査 員 員 員 員 員 員
議 員 員 員 員 員 員
室 部 部 局 局 局 局

令和5年度6月補正予算の概要

一般会計補正予算（第2号）（議案第1号）は、

国の経済対策に合わせた独自の地域活性化策として実施する物価高騰の影響を受けた生活者・事業者への支援や新型コロナウイルス感染症への対応等に必要な予算95億83百万円を計上。

[主な内容]

| | |
|--------------------------------|-----------|
| (1) 県民生活・県経済への影響の最小化 | 4,421 百万円 |
| ・生活者への支援 | 1,680 百万円 |
| ・事業者への支援 | 2,741 百万円 |
| (2) 県経済や県民生活の回復等 | 1,519 百万円 |
| ・台湾との相互交流の促進 | 213 百万円 |
| ・誘客促進による県経済の活性化 | 864 百万円 |
| ・県産品の消費拡大、販売促進活動の展開 | 128 百万円 |
| ・移住の促進・関係人口の拡大等による地域活性化 | 231 百万円 |
| (3) 感染症の拡大防止等 | 2,394 百万円 |
| ・県民利便施設における感染症対策 | 286 百万円 |
| ・県民利便施設等におけるアフターコロナ時代を見据えた環境整備 | 1,016 百万円 |
| ・アフターコロナ時代に対応したデジタル環境の整備 | 1,008 百万円 |
| (4) その他 | 1,249 百万円 |
| ・障がい者福祉施設整備への支援 | 318 百万円 |
| ・藤崎台県営野球場のLED化等 | 168 百万円 |

6月補正予算は、一般会計で95億83百万円の増額補正であり、補正後の予算規模は、9,234億37百万円となる。

(単位：百万円)

| 会計名 | 補正前の額 | 補正額 | 合計 |
|-----------|---------|-------|---------|
| 一般会計 | 913,854 | 9,583 | 923,437 |
| 企業会計 | | | |
| 流域下水道事業会計 | 5,305 | 2 | 5,306 |

(注) 1 各項目についての計数は、表示単位未満を四捨五入したものであり、その内訳は合計と一致しない場合がある。

2 企業会計の予算額は、収益的支出と資本的支出の合計額である。

第1号 令和5年度熊本県一般会計補正予算(第2号)

歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

| 区 分 | 補正前の額 | 補正額 | 合 計 | 補正額の説明 |
|---------------|-------------|--------|-------------|---------------|
| 1 県 税 | 167,099,482 | | 167,099,482 | |
| 2 地方消費税清算金 | 89,912,150 | | 89,912,150 | |
| 3 地方譲与税 | 28,605,642 | | 28,605,642 | |
| 4 地方特例交付金 | 923,857 | | 923,857 | |
| 5 地方交付税 | 223,515,409 | | 223,515,409 | |
| 6 交通安全対策特別交付金 | 286,321 | | 286,321 | |
| 7 分担金及び負担金 | 3,862,296 | 22,500 | 3,884,796 | 負担金 22,500 |
| 8 使用料及び手数料 | 8,796,871 | | 8,796,871 | |

(単位：千円)

| 区 | 分 | 補正前の額 | 補正額 | 合計 | 補正額の説明 |
|----|-------|-------------|-----------|-------------|------------------------------|
| 9 | 国庫支出金 | 179,405,869 | 8,812,439 | 188,218,308 | 国庫補助金 国庫委託金 |
| 10 | 財産収入 | 1,694,698 | | 1,694,698 | |
| 11 | 寄附金 | 348,566 | 5,000 | 353,566 | ふるさととくまもと応援寄附金 |
| 12 | 繰入金 | 59,946,363 | 2,391 | 59,948,754 | 地域福祉基金繰入金 こどもの読書環境整備基金繰入金 |
| 13 | 繰越金 | 1 | 410,411 | 410,412 | 繰越金 |
| 14 | 諸収入 | 69,317,642 | 103,976 | 69,421,618 | 受託事業収入 雑入 |
| 15 | 県債 | 80,139,000 | 226,000 | 80,365,000 | 民生債 土木債 教育債 |
| | 合計 | 913,854,167 | 9,582,717 | 923,436,884 | |

(歳出)

(単位：千円)

| 区分 | 分 | 補正前の額 | 補正額 | 合計 | 補正額の説明 |
|-----|--------|-------------|-----------|-------------|---|
| 1 | 一般行政経費 | 618,096,748 | 8,511,039 | 626,607,787 | |
| (1) | 人件費 | 167,790,930 | 7,808 | 167,798,738 | 物価高騰対策事業(高齢者施設等分) 3,123 物価高騰対策事業(医療機関等分) 3,123 物価高騰対策事業(障がい者施設等分) 1,562 |
| (2) | 扶助費 | 116,666,628 | | 116,666,628 | |
| (3) | 物件費 | 46,491,842 | 2,351,977 | 48,843,819 | 熊本県教育情報化推進事業 784,482 飼料等高騰対策研究加速化事業 257,533 |
| (4) | その他 | 287,147,348 | 6,151,254 | 293,298,602 | 物価高騰対応生活者支援交付金 1,631,000 物価高騰対策事業(医療機関等分) 859,579 |

(単位：千円)

| 区 分 | 補正前の額 | 補正額 | 合 計 | 補 正 額 の 説 明 |
|---------------------|-------------|-----------|-------------|--|
| 2 投 資 的 経 費 | 175,722,067 | 1,069,987 | 176,792,054 | |
| (1) 普 通 建 設 事 業 費 | 141,231,772 | 1,069,987 | 142,301,759 | |
| 補 助 分 | 87,926,291 | 888,536 | 88,814,827 | 障がい者福祉施設整備費 317,864 県内中小企業のポストコロナ対応 のための支援基盤整備事業 177,492 |
| 単 独 分 | 53,305,481 | 181,451 | 53,486,932 | 県営体育施設整備事業 168,911 福祉センター設備等改修事業 12,540 |
| (2) 災 害 復 旧 事 業 費 | 18,295,142 | | 18,295,142 | |
| (3) 国 直 轄 事 業 負 担 金 | 16,195,153 | | 16,195,153 | |
| 3 公 債 費 | 101,838,407 | | 101,838,407 | |
| 4 繰 出 金 | 18,196,945 | 1,691 | 18,198,636 | 流域下水道事業会計繰出金 1,691 |
| 合 計 | 913,854,167 | 9,582,717 | 923,436,884 | |

令和5年度6月補正予算総括表

知事公室
一般会計

(単位:千円)

| 課 | 名 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | | 一般財源 |
|----------|---|-----------|-----|-----------|----------|---|-----|---|------|
| | | | | | 特 定 財 源 | | | | |
| | | | | | 国 | 地 | 債 | 他 | |
| 知事公室付 | | 79,567 | | 79,567 | | | | | |
| 秘書グループ | | 237,581 | | 237,581 | | | | | |
| 広報グループ | | 399,266 | | 399,266 | | | | | |
| くまモングループ | | 491,757 | 102 | 491,859 | | | 102 | | |
| 危機管理防災課 | | 615,588 | | 615,588 | | | | | |
| 一般会計計 | | 1,823,759 | 102 | 1,823,861 | | | | | |

部 局 計

| | | | | | | |
|---------|-----------|-----|-----------|-----|--|--|
| 部 局 合 計 | 1,823,759 | 102 | 1,823,861 | 102 | | |
|---------|-----------|-----|-----------|-----|--|--|

令和5年度6月補正予算県議会説明資料

くまモングループ

(単位:千円)

| 事項別 明細書 頁数 | 目 名 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | 説 明 |
|------------------|--------|---------|-----|---------|------------------|------------------|----------------------------|---|
| | | | | | 国 支 出 金 | 特 定 財 債 | 地 方 債 そ の 他 | |
| 35 | 商業総務費 | 439,838 | 102 | 439,940 | 102 | | | 物産振興費 くまモンスクエア管理運営事業 光熱費高騰の影響を受けるくまモンスクエアの管理者 に対する助成 |
| | 課計 | 491,757 | 102 | 491,859 | 102 | | | |

令和5年度6月補正予算総括表

総務部
一般会計

(単位:千円)

| 課名 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | | 一般財源 | |
|---------|-------------|-----------|-------------|-----------|-----|-----|-------|---------|---|
| | | | | 特定 | | 財 | | | 源 |
| | | | | 国支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 | | |
| 人事課 | 2,798,161 | | 2,798,161 | | | | | | |
| 財政課 | 110,978,900 | | 110,978,900 | | | | | | |
| 県政情報文書課 | 1,634,149 | 148,424 | 1,782,573 | 60,573 | | | | 87,851 | |
| 総務厚生課 | 951,249 | | 951,249 | | | | | | |
| 財産経営課 | 2,878,320 | | 2,878,320 | | | | | | |
| 私学振興課 | 13,870,240 | 115,227 | 13,985,467 | 115,104 | | | | 123 | |
| 市町村課 | 6,232,269 | 1,635,755 | 7,868,024 | 1,631,000 | | | 4,755 | | |
| 消防保安課 | 1,395,229 | 58,785 | 1,454,014 | 58,785 | | | | | |
| 税務課 | 93,270,754 | 15,207 | 93,285,961 | | | | | 15,207 | |
| 一般会計計 | 234,009,271 | 1,973,398 | 235,982,669 | 1,865,462 | | | 4,755 | 103,181 | |

公債管理特別会計

| | | | | | | | | |
|-----|-------------|--|-------------|--|--|--|--|--|
| 財政課 | 110,891,545 | | 110,891,545 | | | | | |
|-----|-------------|--|-------------|--|--|--|--|--|

市町村振興資金貸付事業特別会計

| | | | | | | | | |
|------|-----------|--|-----------|--|--|--|--|--|
| 市町村課 | 1,557,136 | | 1,557,136 | | | | | |
|------|-----------|--|-----------|--|--|--|--|--|

部局計

| | | | | | | | | |
|------|-------------|-----------|-------------|-----------|--|--|-------|---------|
| 部局合計 | 346,457,952 | 1,973,398 | 348,431,350 | 1,865,462 | | | 4,755 | 103,181 |
|------|-------------|-----------|-------------|-----------|--|--|-------|---------|

令和5年度6月補正予算県議会説明資料

県政情報文書課

(単位:千円)

| 事項別 明細書 頁数 | 目 名 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | | 説 明 | |
|------------------|-------------|-----------|---------|-----------|------------------|------------------|-------------|-------------|---|------------------|
| | | | | | 国 支 出 金 | 特 定 財 債 | 財源 | | | 一 般 財 源 |
| | | | | | | | 地 方 債 | そ の 他 | | |
| 13 | 文 書 費 | 94,585 | 87,851 | 182,436 | | | | 87,851 | 国庫支出金返納金 | |
| 45 | 大 学 費 | 1,347,604 | 60,573 | 1,408,177 | | 60,573 | | | 大学整備費 公立大学支援事業 県立大学が行う感染防止と学修機会の確保のための デジタル環境整備等に対する助成 | |
| | 課 計 | 1,634,149 | 148,424 | 1,782,573 | | 60,573 | | 87,851 | | |

令和5年度6月補正予算県議会説明資料

私学振興課

(単位:千円)

| 事項別 明細書 頁数 | 目 名 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | 一般財源 | 説 明 |
|------------------|--------|------------|---------|------------|------------------|---------------------------------|-------------|---------|---|
| | | | | | 国 支 出 金 | 特 定 財 源 そ の 他 | 地 方 債 | | |
| 42 | 私学振興費 | 13,869,914 | 115,227 | 13,985,141 | 115,104 | | 123 | 115,104 | 1 私学振興助成費 (1)私立学校ICT教育環境整備推進事業 17,740 私立学校のICT教育環境整備に係る経費に対する 助成 (2)私立学校ICT支援員配置促進事業 18,000 私立学校のICT支援員の配置に係る経費に対する 助成 (3)私立学校等物価高騰対策補助 79,364 物価高騰による私立学校等の光熱費の高騰分に 対する助成 2 国庫支出金返納金 123 私立学校学習指導員等追加配置支援事業国庫返 納金 令和3年度私立学校学習指導員等追加配置支援 事業補助金の過受領に伴う国庫支出金返納金 |
| | 課計 | 13,870,240 | 115,227 | 13,985,467 | 115,104 | | 123 | | |

令和5年度6月補正予算県議会説明資料

市 町 村 課

(単位:千円)

| 事項別 明細書 頁数 | 目 名 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補 正 額 の 財 源 内 訳 | | | 説 明 |
|------------------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------------|-----|-------|---|
| | | | | | 国支出金 | 地方債 | 一般財源 | |
| 15 | 自治振興費 | 2,529,619 | 1,631,000 | 4,160,619 | 1,631,000 | | | 市町村行財税政支援費 物価高騰対応生活者支援交付金 物価高騰の影響を受けるLPガス使用世帯の支援 を行う市町村に対する交付金 |
| 16 | 選挙管理委員会 | 19,597 | 4,755 | 24,352 | | | 4,755 | 国庫支出金返納金 選挙執行委託費国庫返納金 令和3年執行衆議院総選挙執行委託費の過受領 に伴う国庫支出金返納金 |
| | 課 計 | 7,789,405 | 1,635,755 | 9,425,160 | 1,631,000 | | 4,755 | |

令和5年度6月補正予算県議会説明資料

消防保安課

(単位:千円)

| 事項別 明細書 頁数 | 目 名 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | | 説 明 |
|------------------|--------|-----------|--------|-----------|----------|-----|-----|------|---|
| | | | | | 国支 | 地方債 | その他 | 一般財源 | |
| | | | | | | | | | |
| 17 | 防災総務費 | 475,132 | 2,702 | 477,834 | 2,702 | | | | 防災対策費 防災消防ヘリコプター管理運営費 防災消防航空センターの感染症対策関連資機材等の購入に要する経費 |
| 17 | 消防指導費 | 883,393 | 56,083 | 939,476 | 56,083 | | | | 消防学校費 消防学校教育訓練機能強化事業 消防学校の感染症対策関連資機材等の購入に要する経費 |
| | 課計 | 1,395,229 | 58,785 | 1,454,014 | 58,785 | | | | |

令和5年度6月補正予算県議会説明資料

(単位:千円)

| 税 事 項 別 明 細 頁 | 課 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | 説 明 |
|---------------------------------|---------------|-------|--------|--------|------------------|------------------|----------------------------|---|
| | | | | | 国 支 出 金 | 特 定 財 債 | 一 般 財 源 其 他 | |
| 50 | 自動車取得 税交付金 | | 15,207 | 15,207 | | | 15,207 | 自動車取得税交付金 自動車メーカーの排出ガス等不正にかかると自動車 取得税の追加徴収による市町村への交付金 |
| | 課計 | | 15,207 | 15,207 | | | 15,207 | |

令和5年度6月補正予算総括表

企画振興部
一般会計

(単位:千円)

| 課名 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | | |
|-----------------------------|------------|---------|------------|-----------|--------|---------|---------|----------|
| | | | | 特 国支出金 | 定 地 | 財 方債 | 源 の他 | 一 般財源 |
| 企画課 | 705,446 | 3,249 | 708,695 | | | | | 3,249 |
| 地域振興課 | 1,878,704 | 230,961 | 2,109,665 | 230,961 | | | | |
| <small>文化企画・世界遺産推進課</small> | 2,675,389 | 9,450 | 2,684,839 | 9,450 | | | | |
| 交通政策課 | 3,095,272 | 353,837 | 3,449,109 | 353,837 | | | | |
| 統計調査課 | 426,035 | | 426,035 | | | | | |
| デジタル戦略推進課 | 469,836 | 35,000 | 504,836 | 35,000 | | | | |
| システム改革課 | 1,239,566 | | 1,239,566 | | | | | |
| 球磨川流域復興局付 | 3,176,966 | | 3,176,966 | | | | | |
| 一般会計計 | 13,667,214 | 632,497 | 14,299,711 | 629,248 | | | | 3,249 |

部局計

| | | | | | | | | |
|------|------------|---------|------------|---------|--|--|--|-------|
| 部局合計 | 13,667,214 | 632,497 | 14,299,711 | 629,248 | | | | 3,249 |
|------|------------|---------|------------|---------|--|--|--|-------|

令和5年度6月補正予算県議会説明資料

(単位:千円)

| 企 事 明 頁 | 項 別 書 数 | 画 目 | 課 名 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | 説 明 |
|------------------|------------------|--------|--------|---------|-------|---------|------------------|------------------|------------------|--|
| | | | | | | | 国 支 出 金 | 特 定 財 源 | 一 般 財 源 | |
| 14 | | 計画調査費 | | 139,023 | 3,249 | 142,272 | | | 3,249 | 開発促進費 知事会等活動費 知事の全国知事会国土交通・観光常任委員長等 就任に伴う活動経費 |
| | | 課計 | | 705,446 | 3,249 | 708,695 | | | 3,249 | |

令和5年度6月補正予算県議会説明資料

| 地域 事項別 明細書 頁数 | 振興課 | 名目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | 説 明 |
|------------------------|-----|-------|-----------|---------|-----------|------------------|------------------|-------------|---|
| | | | | | | 特 定 財 源 | 財源その他 | | |
| | | | | | | | 国 支 出 金 | 地 方 債 | |
| 14 | | 計画調査費 | 1,738,251 | 230,961 | 1,969,212 | 230,961 | | | <p>企画推進費 ①(1)移住定住促進に向けたニーズ調査事業 230,961 4,961</p> <p>アフターコロナ時代の移住定住促進に向けた熊本県への移住者等を対象としたニーズ調査の実施に要する経費</p> <p>②(2)「移住定住ポータルサイト」リニューアル事業 11,000</p> <p>アフターコロナ時代の移住定住促進に向けた移住定住ポータルサイトの改修に要する経費</p> <p>(3)移住定住促進事業 70,000</p> <p>アフターコロナ時代の移住定住促進に向けたプロモーションの実施に要する経費</p> <p>(4)地域づくりチャレンジ推進事業 95,000</p> <p>コロナ禍により停滞した地域を活性化させる新しい生活様式に対応した地域団体等による自主的な地域づくりの取組みへの支援に要する経費</p> <p>(5)水俣・芦北地域重点施策課題解決推進事業 50,000</p> <p>コロナ禍により停滞した水俣・芦北地域の活性化を目的とした、豊かな海の魅力の体験イベントの開催に要する経費</p> |
| | | 課計 | 1,878,704 | 230,961 | 2,109,665 | 230,961 | | | |

(単位:千円)

令和5年度6月補正予算県議会説明資料

文化企画・世界遺産推進課

(単位:千円)

| 事項別 明細書 頁数 | 目 名 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | | 説 明 |
|------------------|-------|-----------|-------|-----------|----------|-----|------|--|--|
| | | | | | 補正額 | | 一般財源 | | |
| | | | | | 特 定 財 源 | 其 他 | | | |
| | | 国支出金 | 地方債 | その他 | | | | | |
| 14 | 計画調査費 | 2,506,819 | 9,450 | 2,516,269 | 9,450 | | | | 文化企画推進費 文化事業新型コロナウイルス対策助成事業 コロナ禍を経て文化芸術活動を継続、再開する県 内の文化芸術団体に対する支援に要する経費 |
| | 課 計 | 2,675,389 | 9,450 | 2,684,839 | 9,450 | | | | |

令和5年度6月補正予算県議会説明資料

交通政策課

(単位:千円)

| 事項別 明細書 頁数 | 項目 名 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | 説明 |
|------------------|---------|-----------|---------|-----------|------------------|---------|-------------|---|
| | | | | | 国 支 出 金 | 補定財源 | | |
| | | | | | | 地方 債 | そ の 他 | |
| 14 | 計画調査費 | 2,344,959 | 353,837 | 2,698,796 | 353,837 | | | 1 交通整備促進費 (1)並行在来線対策事業 燃料価格の高騰の影響を受ける肥薩おれんじ鉄道 線の運行支援に要する経費 242,545 5,708 (2)地域交通燃料価格高騰対策事業 燃料価格の高騰の影響を受ける地域交通事業者 等への支援に要する経費 236,837 2 空港整備促進費 (1)阿蘇くまもと空港国際線振興対策事業 コロナ禍により停滞した地域経済の活性化に向け て台北線の定期便化に取り組み、阿蘇くまもと空港 国際線振興協議会に対する負担金 111,292 50,000 (2)天草空港運航支援対策事業 燃料価格の高騰の影響を受ける天草エアライン(株) の運航支援に要する経費 61,292 |
| 課計 | | 3,095,272 | 353,837 | 3,449,109 | 353,837 | | | |

令和5年度6月補正予算県議会説明資料

デジタル戦略推進課

(単位:千円)

| 事項別 明細数 頁 | 目 名 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | 説 明 |
|-----------------|--------|---------|--------|---------|------------------|------------------|-------------|---|
| | | | | | 国 支 出 金 | 補正額の財源内訳 | | |
| | | | | | | 特 定 財 源 | 地 方 債 | |
| 13 | 人事管理費 | 321,936 | 35,000 | 356,936 | 35,000 | | | 情報管理運営費 データ連携基盤構築等推進事業 アフターコロナ時代のDX推進に向けたパーソナル データ連携基盤構築検討及び市町村のオープン データ化の取組み推進に要する経費 |
| | 課計 | 469,836 | 35,000 | 504,836 | 35,000 | | | |

令和5年度6月補正予算総括表

各種事務局
一般会計

(単位:千円)

| 課 | 名 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | | 一般財源 | |
|----------|-----|---------|--------|---------|----------|---|---|---|------|-----|
| | | | | | 特定 | | 財 | | | その他 |
| | | | | | 国 | 地 | 方 | 債 | | |
| 人事委員会事務局 | | 165,085 | 15,266 | 180,351 | 15,266 | | | | | |
| 部 | 局合計 | 165,085 | 15,266 | 180,351 | 15,266 | | | | | |

令和5年度6月補正予算県議会説明資料

人事委員会事務局

(単位:千円)

| 事項別 明細書 頁数 | 目名 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | 説 明 |
|------------------|------|---------|--------|---------|------------------|-------------|-----------------------|--|
| | | | | | 国 支 出 金 | 地 方 債 | 財 源 そ の 他 | |
| | | | | | | | | |
| | 事務局費 | 158,913 | 15,266 | 174,179 | 15,266 | | | 事務局費 【コロナ対応分】 事務局運営費 アフターコロナ時代を見据えた事務局運営のデジ タル化の推進に必要な環境整備に要する経費 |
| | 課計 | 165,085 | 15,266 | 180,351 | 15,266 | | | |

第 3 号

東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年6月6日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例
東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例（平成23年熊本県条例第57号）の一部を次のように改正する。

「第3章 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための熊本県
目次
第4章 雑則（第8条）

職員等の特殊勤務手当の特例（第7条）を「第3章 雑則（第7条）」に改める。」

第3章を削る。

第4章中第8条を第7条とする。

第4章を第3章とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）における新型コロナウイルス感染症の位置付けの変更を踏まえ、感染症防疫作業手当の特例を廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例（案）の概要

| 議案番号 | 条 例 名 | 内 容 |
|------|---|--|
| 第3号 | 東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例 | <p>1 条例改正の趣旨</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）における新型コロナウイルス感染症の位置付けの変更を踏まえ、感染症防疫作業手当の特例を廃止する必要がある。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>感染症防疫作業手当の特例を廃止する。</p> <p>3 施行期日</p> <p>公布の日</p> |

第 4 号

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年6月6日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和26年熊本県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第15条の7の2第1項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に、「第44条」を「第26条の8」に改める。

(熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第2条 熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和32年熊本県条例第40号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第11条の2中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に、「第44条」を「第26条の8」に改める。

(熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年熊本県条例第46号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第15条の2中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に、「第44条」を「第26条の8」に改める。

(熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成20年熊本県条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第20条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ

等対策派遣手当」に、「第44条」を「第26条の8」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和5年法律第14号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（提案理由）

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）等の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）の概要

| 議案番号 | 条 例 名 | 内 容 |
|------|--------------------------------|--|
| 第4号 | 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例 | <p>1 条例改正の趣旨</p> <p>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）等の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。</p> <p>2 改正する条例</p> <p>(1) 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例</p> <p>(2) 熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例</p> <p>(3) 熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</p> <p>(4) 熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例</p> <p>3 主な改正内容</p> <p>(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正に伴い、手当の名称を変更する。</p> <p>(2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正に伴う所要の規定の整理を行う。</p> <p>4 施行期日</p> <p>公布の日又は新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和5年法律第14号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。</p> |

第 5 号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年6月6日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第261号の2中「獣医師」の次に「及び登録する飼養衛生管理者」を加える。

別表第19法第108条の2第1項第15号に掲げる講習の項中「第108条の2第1項第15号」の次に「又は第16号」を加える。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次号に掲げる規定以外の規定 公布の日
- (2) 別表第19の改正規定 令和5年7月1日

（提案理由）

道路交通法（昭和35年法律第105号）の一部改正等に伴い、手数料の規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県手数料条例の一部を改正する条例（案）の概要

| 議案番号 | 条 例 名 | 内 容 |
|------|--------------------|---|
| 第5号 | 熊本県手数料条例の一部を改正する条例 | <p>1 条例改正の趣旨 道路交通法（昭和35年法律第105号）の一部改正等に伴い、手数料の規定を整備する必要がある。</p> <p>2 主な改正内容 (1) 新たに手数料の対象に加えるもの ア 知事が登録する飼養衛生管理者に対する豚熱予防液の交付手数料（第2条関係） 70円 イ 特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に係る手数料（別表第19関係） 2,000円</p> <p>3 施行期日 (1) 2(1)ア 公布の日 (2) 2(1)イ 令和5年7月1日</p> |

第 6 号

熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県税条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年6月6日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県税条例の一部を改正する条例

第1条 熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第100条の3第1項第1号ア(イ)中「100分の65」を「100分の70」に改め、同号イ(イ)中「100分の75」を「100分の80」に改め、同号ウ中「2.5トン」を「3.5トン」に改め、同号エ中「2.5トン」を「3.5トン」に、「トラック」を「バス」に改め、同号エ(ア)a中「2分の1」を「4分の3」に改め、同号エ(ア)b中「4分の1」を「2分の1」に改め、同号エ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率（法第149条第1項第4号ニ(2)に規定する平成27年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この項及び次項において同じ。）に100分の120」を「令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の105」に改め、同号オ中「2.5トンを超え」及び「バス又は」を削り、同号オ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値」を「令和4年度基準エネルギー消費効率（法第149条第1項第4号ホ(2)に規定する令和4年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この項及び次項において同じ。）に100分の95を乗じて得た数値（車両総重量が2.5トン以下のトラックにあっては、令和4年度基準エネルギー消費効率）」に改め、同号カ中「バス又は」を削り、同号カ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値」を「令和4年度基準エネルギー消費効率」に改め、同項第2号ア(イ)中「100分の65」を「100分の70」に改め、同号イ(イ)中「100分の75」を「100分の80」に改め、同項第3号ア(イ)中「100分の65」を「100分の70」に改め、同号イ(イ)中「100分の75」を「100分の80」に改め、同号オ中「第9条の4第13項」を「第9条の4第15項」に改め、同号オ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105」を「平成27年度基準エネルギー消費効率（法第149条第1項第6号ト(2)に規定する平成27年度基準エネルギー消費効率をいう。次項において同じ。）に100分の110」に改め、同号オを同号キとし、同号エ中「バス又は」を削り、「第9条の4第12項」を「第9条の4第14項」に改め、同号エ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値」を「令和4年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号エを同号カとし、同号ウ中「バス又は」を削り、「第9条の4第11項」を「第9条の4第13項」に改め、同号ウ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100

分の110」を「令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95」に改め、同号ウを同号オとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第11項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年輕油軽中量車基準に適合すること。

b 平成21年輕油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

エ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第12項に規定するもの

(ア) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

第100条の3第2項第1号ア中「乗用車」を「営業用の乗用車」に、「第9条の4第14項」を「第9条の4第16項」に改め、同号イ中「車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラック」を「自家用の乗用車」に、「第9条の4第15項」を「第9条の4第17項」に改め、同号イ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115」を「令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70」に改め、同号イに次のように加える。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第100条の3第2項第1号ウ中「2.5トンを超え」及び「又はトラック」を削り、「第9条の4第16項」を「第9条の4第18項」に改め、同号ウ(ア)a中「2分の1」を「4分の3」に改め、同号ウ(ア)b中「4分の1」を「2分の1」に改め、同号ウ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値」を「令和2年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号エ中「バス又は」を削り、「第9条の4第17項」を「第9条の4第20項」に改め、同号エ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110」を「令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第19項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が

平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95を乗じて得た数値以上であること。

第100条の3第2項第2号を次のように改める。

(2) 次に掲げる石油ガス自動車

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第21項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第22項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること

a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第100条の3第2項第3号ア中「乗用車」を「営業用の乗用車」に、「第9条の4

第19項」を「第9条の4第23項」に改め、同号イを次のように改める。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第24項に規定するもの

(ア) 平成30年輕油輕中量車基準又は平成21年輕油輕中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第100条の3第2項第3号エ中「第9条の4第22項」を「第9条の4第27項」に改め、同号エ(イ)中「以上」を「に100分の105を乗じて得た数値以上」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「バス又は」を削り、「第9条の4第21項」を「第9条の4第26項」に改め、同号ウ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110」を「令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第25項に規定するもの

(ア) 平成21年輕油輕中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第100条の3第4項中「からエまで」を「、イ及びオ」に、「及びイ」を「、イ及びエ」に改め、同項の表第1項第1号ア(イ)の項中「100分の65」を「100分の70」に、「100分の141」を「100分の151」に改め、同表第1項第1号イ(イ)の項中「100分の75」を「100分の80」に、「100分の162」を「100分の173」に改め、同表第1項第1号イ(ウ)及びウ(イ)の項中「及びウ(イ)」を削り、同表第1項第1号エ(イ)の項中「第1項第1号エ(イ)」を「第1項第1号オ(イ)」に、「平成27年度基準エネルギー消費効率(法第149条第1項第4号ニ(2)に規定する平成27年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この項及び次項において同じ。)」に100分の120」を「令和4年度基準エネルギー消費効率)」に、「100分の150」を「100分の155を乗じて得た数値)」に改め、同表第2項第1号イ(イ)の項中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115」を「令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70」に、「100分の144」を「100分の151」に改め、同表に次のように加える。

| | | |
|------------|------------------|------------------------------------|
| 第2項第1号イ(ウ) | 令和2年度基準エネルギー消費効率 | 平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値 |
| 第2項第1号 | 令和4年度基準エネルギー消費 | 平成22年度基準エネルギー消費効率 |

| | | |
|------|------------|-----------|
| エ(イ) | 効率に100分の95 | に100分の147 |
|------|------------|-----------|

同条第5項中「、第2号及び第3号ア」を「及びイ、第2号並びに第3号ア及びイ」に改め、同項の表第1項第1号ア(イ)の項中「100分の65」を「100分の70」に、「100分の94」を「100分の102」に改め、同表第1項第1号イ(イ)の項中「100分の75」を「100分の80」に、「100分の109」を「100分の116」に改め、同表第1項第2号ア(イ)の項中「100分の65」を「100分の70」に、「100分の94」を「100分の102」に改め、同表第1項第2号イ(イ)の項中「100分の75」を「100分の80」に、「100分の109」を「100分の116」に改め、同表第1項第3号ア(イ)の項中「100分の65」を「100分の70」に、「100分の94」を「100分の102」に改め、同表第1項第3号イ(イ)の項中「100分の75」を「100分の80」に、「100分の109」を「100分の116」に改め、同表第2項第1号ア(イ)、第2号イ及び第3号ア(イ)の項中「、第2号イ及び第3号ア(イ)」を削り、同表に次のように加える。

| | | |
|------------|---------------------------|---------------------------|
| 第2項第1号イ(イ) | 令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70 | 令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の102 |
| 第2項第2号ア(イ) | 令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60 | 令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の87 |
| 第2項第2号イ(イ) | 令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70 | 令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の102 |
| 第2項第3号ア(イ) | 令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60 | 令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の87 |
| 第2項第3号イ(イ) | 令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70 | 令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の102 |

附則第7条の4を削る。

附則第8条の10第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第8条の12第4項中「総務省令で定める被けん引自動車」を「省令附則第4条の11第11項に規定する被けん引自動車」に、「総務省令で定めるもの（次項において）」を「省令附則第4条の11第9項に規定するもの（次項において）」に、「総務省令で定めるもの（第6項において）」を「省令附則第4条の11第10項に規定するもの（第6項において）」に、「総務省令で定めるものに限る。」を「省令附則第4条の11第8項に規定するものに限る。」に改め、同条第5項中「第4条の11第17項」を「第4条の11第12項」に改め、同条第6項中「乗用車（総務省令で定めるもの）」を「乗用車（省令附則第4条の11第14項に規定するもの）」に、「バス（総務省令で定めるもの）」を「バス（省令附則第4条の11第15項に規定するもの）」に、「衝突被害

軽減制動制御装置を備えるもの（総務省令で定めるもの）を「衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（省令附則第4条の11第13項に規定するもの）」に改め、同条第7項中「第4条の11第19項」を「第4条の11第16項」に改める。

附則第9条第2項第2号中「総務省令で定めるもの」を「省令附則第5条の2第1項で規定するもの」に、「第5条の2第7項」を「第5条の2第2項」に改め、同項第4号中「5条の2第8項」を「第5条の2第3項」に改め、同項第5号中「第5条の2第9項」を「第5条の2第4項」に改め、同項第6号中「第5条の2第10項」を「第5条の2第5項」に改め、同条第3項第1号中「第5条の2第11項」を「第5条の2第6項」に改め、同項第2号中「第5条の2第12項」を「第5条の2第7項」に改め、同項第3号中「第5条の2第13項」を「第5条の2第8項」に改める。

附則第9条の3第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

第2条 熊本県税条例の一部を次のように改正する。

第19条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を総務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を知事の権限に属する事項については総務部市町村・税務局税務課、広域本部長の権限に属する事項については当該広域本部、自動車税事務所長の権限に属する事項については熊本県自動車税事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第100条の3第1項中「又は第3項」を「から第4項まで」に改め、同項第1号ア(イ)中「100分の70」を「100分の80」に改め、同号イ(イ)中「100分の80」を「100分の85」に改め、同項第2号ア(イ)中「100分の70」を「100分の80」に改め、同号イ(イ)中「100分の80」を「100分の85」に改め、同項第3号ア(イ)中「100分の70」を「100分の80」に改め、同号イ(イ)中「100分の80」を「100分の85」に改め、同号キ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率（法第149条第1項第6号ト(2)に規定する平成27年度基準エネルギー消費効率をいう。次項において同じ。）に100分の110を乗じて得た数値」を「令和7年度基準エネルギー消費効率（法第149条第1項第6号ト(2)に規定する令和7年度基準エネルギー消費効率をいう。次項において同じ。）」に改め、同条第2項中「又は第5項」を「から第6項まで」に改め、同項第1号ア(イ)中「100分の60」を「100分の70」に改め、同号イ(イ)中「100分の70」を「100分の75」に改め、同項第2号ア(イ)中「100分の60」を「100分の70」に改め、同号イ(イ)中「100分の70」を「100分の75」に改め、同項第3号ア(イ)中「100

分の60」を「100分の70」に改め、同号イ(イ)中「100分の70」を「100分の75」に改め、同号オ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105」を「令和7年度基準エネルギー消費効率に100分の95」に改め、同条第3項中「又は第5項」を「から第6項まで」に改め、同条第4項の表第1項第1号ア(イ)の項中「100分の70」を「100分の80」に、「100分の151」を「100分の173」に改め、同表第1項第1号イ(イ)の項中「100分の80」を「100分の85」に、「100分の173」を「100分の184」に改め、同表第2項第1号ア(イ)の項中「100分の60」を「100分の70」に、「100分の130」を「100分の151」に改め、同表第2項第1号イ(イ)の項中「100分の70」を「100分の75」に、「100分の151」を「100分の162」に改め、同条第5項の表第1項第1号ア(イ)の項中「100分の70」を「100分の80」に、「100分の102」を「100分の116」に改め、同表第1項第1号イ(イ)の項中「100分の80」を「100分の85」に、「100分の116」を「100分の123」に改め、同表第1項第2号ア(イ)の項中「100分の70」を「100分の80」に、「100分の102」を「100分の116」に改め、同表第1項第2号イ(イ)の項中「100分の80」を「100分の85」に、「100分の116」を「100分の123」に改め、同表第1項第3号ア(イ)の項中「100分の70」を「100分の80」に、「100分の102」を「100分の116」に改め、同表第1項第3号イ(イ)の項中「100分の80」を「100分の85」に、「100分の116」を「100分の123」に改め、同表第2項第1号ア(イ)の項中「100分の60」を「100分の70」に、「100分の87」を「100分の102」に改め、同表第2項第1号イ(イ)の項中「100分の70」を「100分の75」に、「100分の102」を「100分の109」に改め、同表第2項第2号ア(イ)の項中「100分の60」を「100分の70」に、「100分の87」を「100分の102」に改め、同表第2項第2号イ(イ)の項中「100分の70」を「100分の75」に、「100分の102」を「100分の109」に改め、同表第2項第3号ア(イ)の項中「100分の60」を「100分の70」に、「100分の87」を「100分の102」に改め、同表第2項第3号イ(イ)の項中「100分の70」を「100分の75」に、「100分の102」を「100分の109」に改め、同条に次の1項を加える。

6 第1項(第3号キに係る部分に限る。)及び第2項(第3号オに係る部分に限る。)の規定は、平成27年度基準エネルギー消費効率算定自動車(法第149条第4項に規定する平成27年度基準エネルギー消費効率算定自動車をいう。)について準用する。この場合において、第1項第3号キ(イ)中「令和7年度基準エネルギー消費効率(法第149条第1項第6号ト(2)に規定する令和7年度基準エネルギー消費効率を

いう。次項において同じ。）」とあるのは「平成27年度基準エネルギー消費効率（法第149条第3項に規定する平成27年度基準エネルギー消費効率をいう。次項3号オ(イ)において同じ。）に100分の110を乗じて得た数値」と、第2項第3号オ(イ)中「令和7年度基準エネルギー消費効率に100分の95」とあるのは「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105」と読み替えるものとする。

附則第8条の9第2項を削る。

附則第8条の10第1項中「又は第3項」を「又は第4項まで」に、「又は第5項」を「から第6項まで」に改める。

附則第8条の11中「又は第5項」を「から第6項まで」に改める。

附則第9条第1項第2号中「軽油自動車」を「法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車（次項第6号及び第3項第3号において「軽油自動車」という。）」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第100条の3、附則第8条の10第3項及び附則第9条の3第3項の改正規定 令和6年1月1日

(2) 第2条中第19条の改正規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12項の政令で定める日

(3) 第2条中第100条の3の改正規定、附則第8条の9第2項を削る改正規定並びに附則第8条の10第1項、附則第8条の11及び附則第9条第1項第2号の改正規定 令和7年4月1日

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の熊本県税条例（以下「新条例」という。）の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、前項第1号に掲げる規定の施行の日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和5年度分の附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和6年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの同日前に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割については、なお従前の例による。

4 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、令和5年4月1日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する

不動産取得税については、なお従前の例による。

5 第2条の規定による改正後の熊本県税条例第19条の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

6 第2条の規定による改正後の熊本県税条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法（昭和25年法律第226号）等の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県税条例の一部を改正する条例（案）の概要

| 議案番号 | 条 例 名 | 内 容 |
|------|------------------|--|
| 第6号 | 熊本県税条例の一部を改正する条例 | <p>1 条例改正の趣旨</p> <p>地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正等に伴い、関係規定を整備する必要がある。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 熊本県税条例の一部改正【第1条】</p> <p>ア 自動車税環境性能割</p> <p>(ア) 環境負荷の小さい自動車の取得に対する特例措置に係る燃費基準の達成度の見直しを行う。</p> <p>(イ) 自動車メーカー等の不正により納税不足額が生じた場合に、当該メーカー等に納税義務を負わせる特例措置について、納税不足額を徴収する際に加算する割合を引き上げる。</p> <p>イ 自動車税種別割について、自動車メーカー等の不正により納税不足額が生じた場合に、当該メーカー等に納税義務を負わせる特例措置について、納税不足額を徴収する際に加算する割合を引き上げる。</p> <p>ウ その他規定の整理を行う。</p> <p>(2) 熊本県税条例の一部改正【第2条】</p> <p>ア 公示送達について、インターネットを利用する方法等によって行うものとする。</p> <p>イ 自動車税環境性能割について、環境負荷の小さい自動車の取得に対する特例措置に係る燃費基準の達成度の見直しを行う。</p> <p>ウ その他規定の整理を行う。</p> <p>3 施行期日</p> <p>(1) 公布の日</p> <p>(2) 2の(1)ア及びイ 令和6年1月1日</p> <p>(3) 2の(2)のア 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12項の政令で定める日</p> <p>(4) 2の(2)のイ及びウ 令和7年4月1日</p> |

令和4年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書

くまモングループ

(単位:円)

| 議案 頁数 | 款 | 項 | 事業名 | 金額 | 翌年度繰越額 | 繰越の理由 |
|----------|-----|-----|----------------|-------------|-------------|--|
| 29 | 商工費 | 商業費 | くまモンブランド化推進事業費 | 120,320,000 | 119,407,000 | 基本計画の策定及び高匠やデジタルコンテンツの設計等の協議に想定以上の時間を要し、年度内の事業完了が困難となったため。 |

令和4年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書

危機管理防災課

(単位:円)

| 議案 頁数 | 款 | 項 | 事業名 | 金額 | 翌年度繰越額 | 繰越の理由 |
|----------|-----|-----|---------------|---------------|-------------|----------------------------------|
| 15 | 総務費 | 防災費 | 防災情報通信基盤整備事業費 | 72,685,000 | 20,564,000 | 関連工事の工期延長に伴い、年度内の事業完了が困難となったため。 |
| 15 | 総務費 | 防災費 | 防災センター施設整備事業費 | 1,824,294,000 | 811,612,690 | 新庁舎建設の工期延長に伴い、年度内の事業完了が困難となったため。 |

令和4年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書

総務課 厚生課

(単位:円)

| 議案 頁数 | 款 | 項 | 事業名 | 金額 | 翌年度繰越額 | 繰越の理由 |
|----------|-----|-------|------------|------------|------------|--|
| 13 | 総務費 | 総務管理費 | 職員住宅管理等事業費 | 82,707,000 | 52,043,349 | 職員住宅の老朽化に伴う改修を緊急に行うこととなったが、受注生産による設備も含まれることから、年度内の事業完了が困難となったため。 |

令和4年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書

| 財産 | | 経営課 | | | (単位:円) | |
|----------|-----|-------|----------------|-------------|-------------|------------------------------------|
| 議案 頁数 | 款 | 項 | 事業名 | 金額 | 翌年度繰越額 | 繰越の理由 |
| 13 | 総務費 | 総務管理費 | 県庁舎維持補修費 | 502,284,000 | 89,642,788 | 資材の納入等に不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難となったため。 |
| 13 | 総務費 | 総務管理費 | 県庁舎等施設LED導入事業費 | 291,612,000 | 204,900,000 | 資材の納入等に不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難となったため。 |
| 13 | 総務費 | 総務管理費 | 総合庁舎等施設整備事業費 | 307,243,000 | 259,715,722 | 資材の納入等に不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難となったため。 |

令和4年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

| 財産 議案 頁数 | 経営課 | 款 | 項 | 事業名 | 金額 | 翌年度繰越額 | 繰越の理由 |
|----------------|-------|---------|---|-------------|---------------|-------------|--|
| 13 | 総務費 | 総務管理費 | | 財産利活用推進事業費 | 1,186,008,000 | 21,140,000 | 施設管理者との調整等に不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難となったため。 |
| 43 | 災害復旧費 | 総務災害復旧費 | | 県庁舎等施設災害復旧費 | 2,730,592,000 | 201,862,000 | 新庁舎建設の工期延長に伴い、年度内の什器搬入が困難となったため。 |

令和4年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書

市 町 村 課

(単位:円)

| 議案 頁 数 | 款 | 項 | 事 業 名 | 金 額 | 翌年度繰越額 | 繰 越 の 理 由 |
|-----------|-------|-------------|-----------------------|-------------|-------------|--|
| 14 | 総 務 費 | 市 町 村 振 興 費 | 物価高騰対応生活者支援 交付金事業費 | 500,000,000 | 500,000,000 | 令和4年度2月補正予算による追加事業であり、物価高騰に伴う生活者支援を行う市町村を支援する事業を継続する必要があるため。 |

令和4年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書

私学振興課

(単位:円)

| 議案 頁数 | 款 | 項 | 事業名 | 金額 | 翌年度繰越額 | 繰越の理由 |
|----------|-----|-------|---------------------------------|------------|------------|---|
| 41 | 教育費 | 教育総務費 | 私立高等学校専攻科授業料 減免補助事業費 | 82,173,000 | 82,173,000 | 令和4年度2月補正予算による追加事業であり、年度内に十分な事業期間を確保できなかったため。 |
| 41 | 教育費 | 教育総務費 | 送迎用バス安全装置改修支 援事業費 (私立学校分) | 1,300,000 | 176,000 | 国の交付要綱の制定が令和5年1月末であり、年度内に十分な事業期間を確保できなかったため。 |

令和4年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書

消防保安課

(単位:円)

| 議案 頁数 | 款 | 項 | 事業名 | 金額 | 翌年度繰越額 | 繰越の理由 |
|----------|-----|-----|---------------------|-------------|-------------|--|
| 15 | 総務費 | 防災費 | 消防学校教育訓練機能強化 事業費 | 429,102,000 | 265,090,000 | 訓練塔の整備に係る資材調達の遅れや機械設備工事の入札不調により、年度内の業務完了が困難となったため。 |

令和4年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書

地域振興課

(単位:円)

| 議案 頁数 | 款 | 項 | 事業名 | 金額 | 翌年度繰越額 | 繰越の理由 |
|----------|-----|-----|------------------------|-------------|-------------|---|
| 14 | 総務費 | 企画費 | 「環境首都」水俣・芦北地域 創造事業費 | 308,061,000 | 231,408,000 | 水俣市が実施する渚造成事業等について、建設資材の入手困難等により、年度内の事業完了が困難となったため。 |
| 14 | 総務費 | 企画費 | 阿蘇草原再生事業費 | 8,868,000 | 6,930,000 | 各牧野で実施する火入れ(野焼き)について、2~3月を 実施時期としていたが、天候不良により年度内の実施が 困難となったため。 |
| 14 | 総務費 | 企画費 | 草原維持システム構築推進 事業費 | 16,000,000 | 5,940,000 | 各牧野で実施する火入れ(野焼き)について、2~3月を 実施時期としていたが、天候不良により年度内の実施が 困難となったため。 |
| 14 | 総務費 | 企画費 | 被災住宅移転促進宅地整備 受託事業費 | 464,325,000 | 414,624,332 | 県が村から受託して実施する宅地整備等について、村 が活用する国庫補助事業に必要な国同意の手続きに 想定以上の期間を要したこと等により、年度内の事業完 了が困難となったため。 |

令和4年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書

交通政策課

(単位:円)

| 議案 頁数 | 款 | 項 | 事業名 | 金額 | 翌年度繰越額 | 繰越の理由 |
|----------|-------|-------|-------------------------|-------------|------------|--|
| 14 | 総務費 | 企画費 | 地方公共交通対策事業費 | 361,331,000 | 81,273,000 | 南阿蘇鉄道のJR豊肥本線乗入れに係る工事について、半導体不足の影響を受けた機器の納期遅延により、年度内の完了が困難となったため。 |
| 14 | 総務費 | 企画費 | JR肥薩線鉄道復旧調査検討事業費 | 20,000,000 | 20,000,000 | 関係機関等と協議・調整のうえ実施する必要があるため、年度内の完了が困難となったため。 |
| 14 | 総務費 | 企画費 | 阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備調査検討事業費 | 79,000,000 | 77,000,000 | 関係機関等と協議・調整のうえ実施する必要があるため、年度内の完了が困難となったため。 |
| 43 | 災害復旧費 | 総務復旧費 | くま川鉄道災害復旧費 | 306,937,000 | 96,337,000 | 球磨川第四橋梁の被災橋梁の撤去等に不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったため。 |

令和4年度熊本県一般会計事故繰越し繰越計算書

危機管理防災課

(単位:円)

| 議案 頁数 | 款 | 項 | 事業名 | 支出負担行為額 | 翌年度繰越額 | 繰越の理由 |
|----------|-----|-----|---------------|-------------|-------------|---|
| 54 | 総務費 | 防災費 | 防災情報通信基盤整備事業費 | 487,402,769 | 308,209,000 | 半導体の供給不足により通信機器等の調達に不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難となったため。 |

令和4年度熊本県一般会計事故繰越し繰越計算書

地域振興課

(単位:円)

| 議案 頁数 | 款 | 項 | 事業名 | 支出負担行為額 | 翌年度繰越額 | 繰越の理由 |
|----------|-----|-----|------------------------|-------------|-------------|---|
| 54 | 総務費 | 企画費 | 「環境首都」水俣・芦北地域 創造事業費 | 305,865,000 | 108,189,000 | 水俣市が実施する渚造成事業について、建設資材の入 手困難により、年度内の事業完了が困難となったため。 |